

# 鈴鹿市自治会集会所 建築等補助制度のご案内



鈴 鹿 市

令和8年4月1日

# 集会所の新築・修繕等で補助金を受けようとする 自治会へ

自治会集会所は、地域住民のコミュニティ活動の向上や自治会の会議、集会等に利用するために、自治会が建築又は購入し、管理や運営を行う施設です。

その建築費等の負担は、自治会にとって軽いものではありません。

自治会の負担を少しでも軽減するため、地域コミュニティの向上のために集会所の建築等を行う自治会に対して、補助制度を設けています。

## 自治会集会所の定義

自治会集会所とは、自治会が自らの責任と負担において管理する建物のうち、地域において、コミュニティ活動を行うための会議、集会等に利用する施設のことをいいます

## 補助の対象

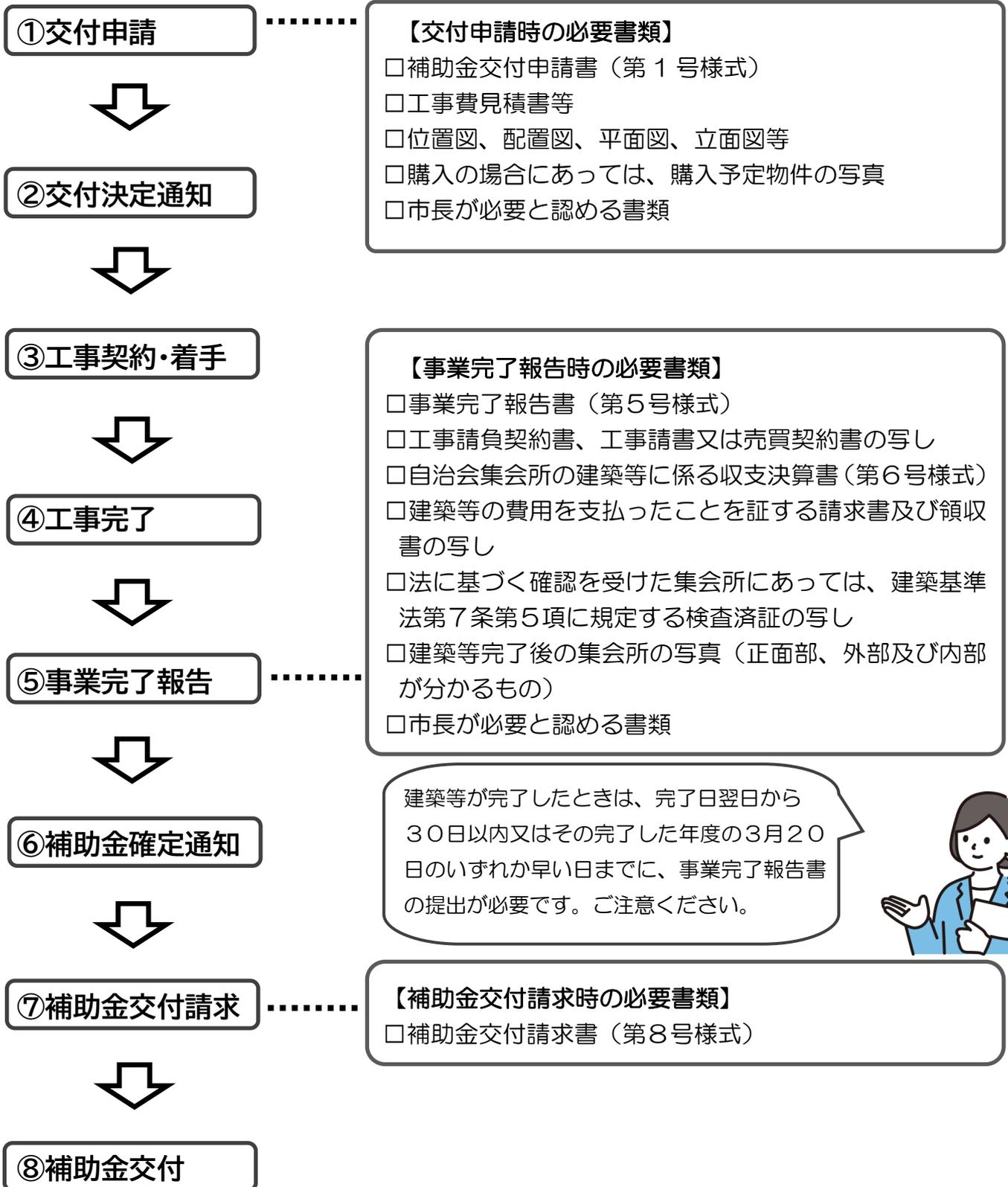
この補助金は、自治会に対して、自治会自らの資金で集会所の新築・増改築・購入(既存の建物を集会所として取得)及び修繕(詳細は表1参照)に要した経費を補助します。

なお、補助金額は表2に定める額で、1,000円未満の額は切り捨てます。

## 補助対象事業の対象にならないもの

- (1) 補助金交付対象事業費が、25万円未満のもの
- (2) 用地の取得及び造成工事(外構工事)に要する経費
- (3) 物置、自転車小屋、門扉、塀、植栽その他集会所の本体以外の部分に要する経費
- (4) 机、椅子、ロッカー、本箱、ガスコンロ、食器棚、下駄箱、カーペット他、備品等の購入に要する経費
- (5) 他からの補償・補助があるもの
- (6) この補助金又はその他の補助金の交付を受けた集会所の建築等が完了した日から5年以内に集会所の建築等を新たに行う自治会  
(一部適用される工事もありますので、地域協働課へ問い合せください)
- (7) 施設の解体工事費、廃材の処分費など、集会所の取り壊しにかかる工事や工事に伴う清掃(クリーニング)

## 補助金交付の流れ



<表 1> 補助対象となる修繕工事

項 目	工 事 の 内 容
集会所の耐久性を高めるための工事	ア 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事(安全上又は防災上必要な工事を含む。) イ 塗装工事 ウ 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事 エ その他耐久性を高めるための必要な工事
集会所の居住性を良好にするための工事 又は衛生上必要な工事	ア 間取の変更等の模様替えを行う工事 イ 開口部等を設ける工事 ウ 台所、便所を改良する工事 エ 建具、畳の取替工事 オ 壁紙の貼り替え工事 カ 空調機設備の設置工事 キ その他居住性を良好にするための必要な工事

<表 2> 補助金額

補 助 金 額	限 度 額
補助対象事業費 × 50 %	新築・購入 600万円
	新築・購入以外 50万円

## Q&A

- Q 新しく集会所の建設を予定しています。見積りでは、建設に2,000万円かかります。2,000万円に対して補助してもらえますか。
- A 集会所の補助金は、建築に係るすべての事業費に対する補助ではなく、建物本体の事業費に対して補助します。新築した費用の中から、補助対象外の工事費を除いた額を、補助対象事業費として、補助率50パーセント(1,000円未満切り捨て)限度額600万円の範囲で補助します。
- なお、新築や購入をする場合は、新築等を予定する前年度の9月30日までに、地域協働課へ事前相談を行ってください。
- Q 集会所に合併処理浄化槽を設置したところ、市から補助がありました。自治会集会所建築等補助金も受けることができますでしょうか。
- A 他の制度により補助金が交付される場合は、補助の対象になりません。この補助金は、自治会の自己資金等で行う事業費に対して補助する制度です。
- Q 3つの自治会が集会所を共有しています。改修する場合、最大150万円(50万円×3自治会)まで補助してもらえるのですか。
- A 集会所を共有している場合は、共有する各自治会を1つの自治会とみなしますので、最大50万円までの補助金となります(代表する自治会に補助金を交付)。なお、修繕等の工事完了から5年間、共有するすべての自治会は、新たな申請ができません。

<補助対象・非対象の具体例>

	工事内容	対象／対象外	備考
1	足場設置	○	足場を設置した場合、撤去も当然必要となることから撤去費用も対象
2	はつり	×	めくる、削る、壊すなどの作業は対象外
3	ケレン	○	下地作り作業であり対象
4	埋戻し	×	設備を建物の地下に設置し、埋め戻す場合は対象
5	清掃	×	外壁塗装の前の外壁清掃といった補助対象の修繕に係る清掃は対象
6	残土処分	×	
7	浄化槽設備工事	×	上下水道総務課の補助金の交付を受ける場合は対象外
8	給水工事の舗装復旧	×	
9	水道管の引込	○	軒下を含む建物が建っている範囲内は対象(建物が建っていない敷地内は対象外) ※新築の場合は敷地内引込も対象
		×	屋外のトイレ
10	飛散防止シート	○	外壁塗装など設置が必要となる場合
11	仮設(事務所、トイレ、電力、用水)工事	○	
12	申請料	○	
13	設計料	○	
14	室内壁に取りつけたホワイトボード	×	備品であるため対象外
15	外壁に取りつけた掲示板	×	
16	集会所内に設置した精米所	×	集会所用途に関係のないものは対象外
17	軒下の舗装	○(△)	屋根(軒下)までなら支出可能。その延長で駐車場等までも舗装された場合は外構判断し対象外(軒下までの面積按分)。⑨水道管の引込と同様。
18	現場監督料	○	
19	エアコンガス回収	×	撤去として補助対象外
20	カーテン、網戸、畳	○	
21	カーペット、机、椅子	×	備品扱い

22	テレビのアンテナ	×	備品(テレビ)の取り扱いとする。 a)テレビが自主防災隊関係で設置した場合 防災危機管理課によると自主防の資機材(消火器、メガホン、蓋をあけるものなど)には含まないので、補助は難しい。 b)テレビが消防分団関係で設置した場合 消防課によると、例えば集会所のとなりに分団の車庫があり中継アンテナの設置場所がなく消防の依頼で集会所の屋根にアンテナをつけた場合は消防課が担当。ただし、単独の集会所のテレビのアンテナは消防課も担当とならない。
23	外壁高圧洗浄	○	工事内容が外壁塗装において、塗装部分の下地作りにおける高圧洗浄は○とする。ただし、一般的な清掃は×
24	振込手数料	×	例)領収書が240万。「振込手数料含む」とあれば、2,399,265円が対象で、振込手数料735円は対象外。
25	消火器	新築時のみ○	常識の範囲の本数であれば対象
26	ガスコンロ	×	備品であるため対象外
27	車いすスロープ	○	基本的に固定してあれば○。しかし、作りつけで作ったスロープで玄関のスペースにより固定しておく利用者にかえて不便が生じるということで、取り外しができるようにしたものについては、対象外とする。
28	ローパーティション		基本的には対象外とするが、固定されていれば対象とする。
29	空気清浄器	×	壁掛けタイプ、床置きタイプとも対象外。 換気扇の様なもの(壁に穴をあけて換気できるもの)は対象。
30	火災報知機	新築時のみ○	
31	犬走り	○	軒下まで
32	下水桝設置費	○	
33	ガス給湯器	○	
34	タイルカーペット	×	下にフローリングがあれば× 床そのものであれば○

35	スロープ、手すり		玄関に入るためであれば○、敷地に入るためであれば× 原則、建物に固定されていること
36	白蟻駆除工事	×	薬剤散布は対象外 被害による床、土台の修繕は○
37	運搬経費、諸経費、手間費	○	対象割合により支出
38	給水引込分担金・手数料	○	対象割合により支出
39	照明のLED化工事	○	既存の照明器具の処分費は対象外

### 問合せ

513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18-18

鈴鹿市地域振興部 地域協働課

電話(直通)382-8695

F A X 382-2214

E-mail [chiikikyodo@city.suzuka.lg.jp](mailto:chiikikyodo@city.suzuka.lg.jp)